

京都市長等の給与の額の特例に関する条例(平成24年3月30日京都市条例第 39 号)

(行財政局人事部給与安全衛生課)

諸般の状況により、次のとおり、市長、副市長及び常勤の監査委員の給与の額の特例措置を講じることとしました。

1 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間における給料及び地域手当の額について、当該額に次に掲げる職員の区分に応じそれぞれ次に掲げる割合(以下「減額割合」という。)を乗じて得た額を減じることとします。

(1) 市長 100分の20

(2) 副市長 100分の12

(3) 常勤の監査委員 100分の5

2 平成24年6月及び同年12月に支給する期末手当の額について、当該額に減額割合を乗じて得た額を減じることとします。

この条例は、平成24年4月1日から施行することとしました。

京都市長等の給与の額の特例に関する条例を公布する。

平成24年3月30日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 39 号

京都市長等の給与の額の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、市長等（市長、副市長及び常勤の監査委員をいう。以下同じ。）に支給する給料、地域手当及び期末手当の額について、京都市職員給与条例（以下「給与条例」という。）の特例を定めるものとする。

(給料及び地域手当の額の特例)

第2条 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間における市長等の給料及び地域手当の額は、給与条例の規定にかかわらず、給与条例の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる額から、当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に掲げる割合（以下「減額割合」という。）を乗じて得た額を減じた額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

- (1) 市長 100分の20
- (2) 副市長 100分の12
- (3) 常勤の監査委員 100分の5

(期末手当の額の特例)

第3条 平成24年6月及び同年12月に支給する市長等の期末手当の額は、給与条例の規定にかかわらず、給与条例の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる額から、当該額に減額割合を乗じて得た額を減じた額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成25年3月31日限り、その効力を失う。

(行財政局人事部給与安全衛生課)